

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	御殿場市 後期高齢者医療制度システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、後期高齢者医療制度システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和5年5月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>御殿場市においては、高齢者の医療の確保に関する法律、静岡県後期高齢者医療広域連合規約、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、及び御殿場市後期高齢者医療に関する条例に基づき、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課・徴収、保健事業等を行っている。</p> <p>御殿場市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格管理に関する業務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務 ④保健事業に関する事務
③システムの名称	<p>①標準システム</p> <p>②後期高齢者医療システム(MCWEL)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>①被保険者情報ファイル</p> <p>②賦課徴収管理情報ファイル</p> <p>③滞納管理情報ファイル</p> <p>④給付状況ファイル</p> <p>⑤口座情報ファイル</p> <p>⑥後期健診関連ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 五十九の項 高齢者の医療の確保に関する法律
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 一、二、三、四、五、十七、二十二、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、五十八、六十二、八十、八十二、八十三、八十七、九十三、九十七、百六、百九の項</p> <p>(特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 四十三、四十四、四十五、八十二の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 国保年金課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4188
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上</p> <p>2) 500人未満</p>

いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	[委託しない]	<選択肢>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[提供・移転しない]	<選択肢>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[接続しない(入手)]	[接続しない(提供)]
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[内部監査]	[外部監査]
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署②	国保年金課長 南 美幸	国保年金課長 佐藤 昌幸	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②	国保年金課長 佐藤 昌幸	国保年金課長	事後	
令和2年3月19日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	課題が残されている		
令和2年3月19日	表紙評価実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事前	
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第8号	事後	